

○逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会規則

平成26年6月26日

逗子市規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成26年逗子市条例第18号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、逗子文化プラザ市民交流センターを適切かつ確実に管理することができると認める団体等を指定管理者候補として選定するため、逗子文化プラザ市民交流センター指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) 指定管理者の候補の選定に関すること。
- (2) 指定管理者の評価に関すること。
- (3) その他指定管理者制度に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民活動、生涯学習又は市民のスポーツ活動等について識見を有する者
 - (2) 施設の管理運営について識見を有する者
 - (3) 財務又は法務について識見を有する者
 - (4) 逗子文化プラザ市民交流センターの利用者又は利用団体の推薦する者
 - (5) その他市長が必要があると認める者
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

- 2 前条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

ただし、前条第1項の委員長が置かれるまでの間は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その出席を求め、意見又は説明を聞くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第20条の規定に基づき原則公開とする。ただし、委員長が会議の公開の適用除外事項に該当すると認められたときは、非公開とすることができます。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理事務を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月1日から施行する。